

議案第 6 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の部知識経験の項中「年額 190,800」を「月額 46,000」に改め、同部議会選出の項中「年額 133,400」を「月額 31,600」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

県内類似団体及び近隣市との報酬額の均衡を図り、もって監査委員監査の充実強化に資するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。